

○議長（小野 稔君）

おはようございます。

今年度で退職される藤田事務局長、それから福祉課の久保田課長、それから建設課の神課長。長年にわたり本当にご苦労さまでした。これからも、藤崎町政に対して何かの形で関わっていただきたいと思えます。そして、このままやってもらう人もありますけれども、どうかこれからもひとつ、町のためよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、令和四年第一回定例会、ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。三月八日付で本定例会に議案が一件追加提案されたため、お手元に配付のとおり、同日付で受理しましたので報告します。

日程第二、議案第二十二号を追加上程し、町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。平田町長。

○町長（平田博幸君）

改めて、皆さんおはようございます。提案理由説明の前に、土曜日、藤崎中学校七十七名卒業式、コロナ感染防止対策のため開設者の町長と議会代表の議長ということで、凜とした卒業で次のステップに向かって旅立ちしました。また、次の日の日曜日には、土曜日でしたか、土曜日でしたね、金、土だね。金曜日が、藤中で七十七名、次の日の土曜日は明德中学校六十五名の卒業生が旅立って、元気に、そしてまた凜と厳かな卒業式であったことを申したいと思えます。

それでは、本日追加提案いたしました議案一件の概要についてご説明申し上げます。

議案第二十二号藤崎町消防団条例の一部を改正する条例案。近年の消防団員の減少に伴う地域防災力の低下が懸念されている中、国ではその対策として、消防団員の処遇を改善するため年額報酬等の基準を策

定し、市町村に対して基準に基づく早期の改善を強く求めていることから、町消防団員の年額報酬を令和四年四月一日から引き上げるため、所要の改正を行うものであります。

以上、追加提出議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、ご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思います。何とぞご慎重ご審議の上、原案どおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小野 稔君）

日程第三、発議第一号藤崎町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

お諮りします。発議第一号は、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。これから、発議第一号を採決します。発議第一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって発議一号は原案のとおり可決されました。

日程第四、諮問第一号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第一号を採決します。諮問第一号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、諮問第一号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第五、諮問第二号人権擁護委員の推薦につき意見を求めるの件を

議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから諮問第二号を採決します。諮問第二号は原案のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、諮問第二号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

日程第六、議案第三号押印を求める手続の見直しのため関係条例の整備に関する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三号を採決します。議案第三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。これによって、議案第三号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第四号藤崎町りんご「ふじ」発祥の地によるりんご生産普及条例案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

りんご「ふじ」発祥の地によるりんご生産普及条例というようなことで提案もされております。それで、その第四条では町民の協力というのをうたっております。取組に協力するよう求めるものとするところなんですけれども、リンゴの産業振興といいますか、そういう点で例えば条例には書かれていないですけれども、リンゴを使った加工だとか、そういうものに対して町民の提案なども、協力だけじゃなくて提案も積極的に受け止めていくということ、大事じゃないのかなと思ってお

るんですけれども、その辺、担当課なり町長なり、どういうふうにして町民に協力を求めるとともに、提案を今後ともどのように受け止めていくのかということについてはどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

先人たちの努力で、昭和十三年にいわゆる農水省の東北支場が我が町に誘致されました。寒冷地に特化した将来にわたるリンゴの育成が中心であったかと思っているところでございます。先人たちのたゆまぬ努力により、今、世界中で一番生産量が多いのがリンゴの「ふじ」、我が町で誕生した「ふじ」、そしてまた、その「ふじ」を選抜してから昨年でちょうど八十周年を迎えたということで、半年ずらして去年五月に式典を開催したところでございます。まずは、行政ともにリンゴの生産者はもちろんのこと、町民が一堂に会して「ふじ」が誕生した町であることを再認識していただいて、さらに「ふじ」を中心としたリンゴ産業の育成、普及、そしてやっぱり町内外、国内外にこの「ふじ」が誕生した町を発信していくということでは、もちろん、今浅利議員がお話のあった、今後とも町民のご意見やら、そういうものには耳を傾けて、町民の意向、アイデアも、この条例を制定した後は振興に役立てていきたいと、そういう思いでおります。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。奈良岡議員。

○七番（奈良岡文英君）

私も四条について聞きたかったんですけれども、この条例は、生産者の役割、町の役割と定義しておりますけれども、生産者の場面においては、苗木の助成金とかそういうのを予算化しておりますけれども、一番大事なものは、町民が「ふじ」というものを日常生活でどのように考えて、どうやって発信していくのかというのが一番大事なことかと思えます。町民一人一人が「ふじ」を、県外に行ったり首都圏に対してアピールしていくことが一番大事かと思えますけれども、その点に

ついて消費拡大に結びつくような、日常生活にどのように「ふじ」を取り込んでいくのかというのが大事かと思えますけれども、その点についてはどのようにお考えですか。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

農政課長からも、担当課長としての考え方を、私のお話の後にお話しさせたいと、そう思っております。先ほど、浅利議員のご質疑にもお答えしましたけれども、制定した暁にはまずはリンゴ、そしてまた「ふじ」のいわゆる発祥の地としての県内外に発信する、これは今まで以上にPRに努めたいと、そう思っております。

また、今議会に提案されましたいわゆる地方創生の第二次として弘前実業高校の藤崎校舎の利活用ということで、次年度から三か年計画が始まっていきます。令和五年には、校舎の改修の一環として、いわゆる「ふじ」の発祥地である展示館。そしてまたそれに付随した形で中世の歴史、様々あります。いわゆる安東水軍やら、あるいは堰八太郎左衛門さんや、あるいは唐糸御前さんやら、そういう郷土館みたいなものも付随して改修していきますので、それと同様、町民にやっぱり、毎日一個のリンゴは医者や遠ざけるといふことわざも昔からありまして、まずは多くの町民、多くの県民、多くの世界中の人々にリンゴを食べていただく。そして、その中で生産量が一番多いのが、我が町で誕生した「ふじ」ということを、もっともっとPRに強化しながら、消費拡大図っていきます。その中で、もちろん六次化産業、加工品の開発あるいは流通の消費拡大、しいてはリンゴ農家、リンゴ産業の所得向上に邁進できるようにお努めしていきたいと、そういう考え方であります。農政課長からもうちょっと詳しく説明させますので、よろしくお願ひします。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（木村宣文君）

私からもお答えさせていただきます。町長の答弁と重複するようなお話にもなりますけれども、この条例が可決となりました暁には、なるべく早い段階でホームページ、広報、またポスターの作成なども行いながら、「ふじ」、また「ふじ」の発祥地の発信ということでPRをしていきたいと考えております。この条例を制定するに当たって、農業関係の団体の方とか町内会の皆さんからアンケートもいただいた上で、今回の条例は「ふじ」発祥の地をまずはPR、あとは「ふじ」の振興というところで、重点を置いて条例を制定したところがございますけれども、今後は来年度予算にも盛っております「ふじ」の苗木の助成や遊休農地の再生事業等も実施しながら、「ふじ」全体の振興、リンゴ全体の振興も含めて、今後推進していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

具体的に第二条に関わることなんですけれども、関係することですけれども、町としては生産を向上させ、必要な施策を講ずるものとするという町の役割があるんですけれども、うたわれているんですけれども、今までも話し合われてきたものなんですけれども、やっぱり一つは食べることで健康づくりという表現も四条にはあるんですけれども、リンゴの持つ健康面での役割というか、科学的なといいますか、そういうものを、やっぱり食品としての健康食品だという役割をきちんとPRできるように、課としても対応してほしいというようなことを改めて要望したいと思います。

そのほかの施策に関係するのかどうか、ちょっと定かでないんですけれども、これ藤崎町、正式に言いますと、藤崎町りんご「ふじ」発祥の地によるりんご生産普及条例。何かくどいんだよね、一言で言えば。もっと、板柳町の丸かじり条例という安全性を強調し、またそういう取組をトレーサビリティも含めてやったんですけれども、この私どもの藤崎りんご条例と略称で言っているのか。その略称や愛称を募集

するなり、公募するなり、そういうお考えはないものでしょうか。その点はどうでしょう。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（木村宣文君）

お答えいたします。今回のこの条例案を作成するに当たり、いろいろ名称については検討させていただきました。それにつきまして、先ほども申しましたけれどもアンケート調査によって「ふじ」発祥の地とか、「ふじ」の作付の振興というところがやはりメインとなるところでございまして、そこを、条例の名称に制定したほうが具体的に分かりやすいのかなということでこの名称にしたわけですがけれども、今後の条例の名称の略称、愛称等については、今後検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四号を採決します。議案第四号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第四号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第五号藤崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五号を採決します。議案第五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第五号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第六号藤崎町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第六号を採決します。議案第六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第六号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第七号藤崎町新生寮に関する条例を廃止する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第七号を採決します。議案第七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第八号工事の請負契約の一部変更の件を議題とします。

これから質疑を行います。横山議員。

○十一番（横山哲英君）

これ、十七本でしたか、くいが多くなったということで補正、説明を受けましたけれども、いつの時点で十七本のくいが多くなったの分かったんですか。



○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

お答えをいたします。予算の提案のときにもお話ししましたが、十二月四日の時点で判明をいたしました。以上です。

○議長（小野 稔君）

横山委員。

○十一番（横山哲英君）

いや、前の説明で、設計図がなかったとか、そういう説明もありましたけれども、やはり図面があればこういうことが私は起こらなかったと思いますけれども、町長にお尋ねします。そういう設計図は永久保存じゃないですか、違うんですか。

○議長（小野 稔君）

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

しっかり旧常盤村、そして合併した平成十七年、その担当課である者が引き継いで残さなければならないような図面だったかと、私はそう思っております。それがいつの場面でその図面がなくなったものかちょっと分からなくて、解体するための実施設計の中で、積算したらこのぐらいの本数だということで、ただその現場で地面を起こしてみたら、必要以上のくいが出たというのは非常に残念であります。今、横山議員がおっしゃったように、そういう公共施設の図面等については、今後しっかり保管するように、職員にしっかり指導していきたいと思っております。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

今のと関連するんですけれども、しっかり管理すると言っているんですけれども、例えば旧常盤の構築物についてはいわゆる生涯学習文化会館というか、今教育委員会で使っている建物だとかあるわけです。

それで、具体的には図面なりを、どのように今は管理しているんですか。新しく役場に建物を造りましたよね。また、一部は小畑のところに管理した書類もありましたよね。結論としてお聞きしたいのは、施工図、実施設計図面だとか、そういうのはどこに、どのように、そして集中管理をしているのかどうか。その辺の実情について説明してください。担当課にお聞きします。

○議長（小野 稔君）

財政課長。よろしいですか。

○財政課長（三上孝之君）

文書の保存については、先ほど出ましたが、町有財産の取得に関する文書、学校設計に関するものということで、これは永久保存ということになってございます。文書の保存に関しては、全体としては文書管理は総務課の事務分掌にはなるとは思うんですが、具体的な保管方法については、小畑の体育館があそこに永久保存の文書がございません。それから、永久保存と位置づけられるものは、一階の福祉課の向かいのところに永久保存庫というところがありますので、工事の竣工図については、全てそちらで管理するのが望ましいと。実際使っている図面については、原課で持っているものもあります。その辺はちょっと詳細は明らかになっていないんですが、永久保存については、永久保存庫というものがあって、そちらで管理すべきものと考えています。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

請負契約の一部変更、結果的にはアスベストの処理もあって、六千万円余りの工事だったわけです。さらに、それに主要な契約金額そのものが増加されるということで、十二月四日に分かったんだということですけれども、何か現場を見ている限り、現場を作業をやっているくい抜き機械持ってきたときだとか、そういう十二月四日に結果的に分かったというんですけれども、現場ではもっと前に分かっていたん

じゃないのかなという、私は疑いを、疑問を持つわけなんです。そういう点から言いましても、今後一〇%近くの契約金額がアップするということでもありますので、あまりあってはいけないようなことなわけです。ですから、今後再発防止のために、このようなことがないために、どのような取組をするのかということについては、どうでしょうか。各課に共通、今回は財政課というか、契約管理課というか、そういうところで担当ですけれども、各課にも共通する問題でもありますので、どのような対応策を取るつもりなのかお聞きいたします。

○議長（小野 稔君）

財政課長。

○財政課長（三上孝之君）

今回の場合は、財政課で工事を発注したということで、その不手際がありまして、それについては改めておわびしたいと思います。やはり、役場の担当者がしっかり現場に出向いて、その進捗状況を確認することが一番大事だということでございます。必要であれば、その工事を早く止めるというところが大事だということでもあります。もちろん、図面の管理等もしっかりやって、進捗を図っていく。全体の工程管理をしっかりやっていくということは、今回のことでもありますし、肝に銘じたいと考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第八号を採決します。議案第八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第八号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第九号町道路線の認定の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第九号を採決します。議案第九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第九号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第十号令和三年度藤崎町一般会計補正予算（第十二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は二十三ページです。その中の土木費、指定区域見直し調査業務委託料、百万円ほど減額になっているんですけども、都市計画の指定区域の見直し調査を依頼したんだと思うんですけども、調査の結果、一般質問で奈良議員も何か聞いておりましたけれども、調査の結果、そもそも成果品というのが建設課でも保有しているのかということと、見直し調査業務やった結果、どういう内容が明らかになったのかということについてはどうでしょうか。

○議長（小野 稔君）

建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。指定区域の見直しというのは、以前にもお話ししたとおり、市街化調整区域の緩和地区、つまり市街化調整区域は、農家の人だけしか住宅を建てられないんですけども、人家が連檐しているところは緩和しましょうということで、サラリーマンが建てられる地区を緩和しました。その中で、要は冠水するという地区がございまして、それが白子と林崎。以前にも申したんですけども、数か所ありまして、この地区を緩和地区から除く作業をしました。その成果品として、緩和地区の一部を除外するという図面を作成しました。その緩和地区

についてはホームページで公表してございます。内容と、今、成果品についてちょっとお話ししたんですけれども、以上でございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ホームページでも公表しておるということなので、私はちょっと見ていなかったんですけれども、それで、緩和する地域は白子とあと林崎だけだったですか。もっと、例えば俵舂だとかあるいはまた柏木堰だとか、そういうところ、対象の地域としてはなかったということなんですか。従前からそれのところは改良というか、見直し、人家連檐可能地域として見直し作業やられているということなんですか。

○議長（小野 稔君） 建設課長。

○建設課長（神 昭彦君）

お答えします。ハザードマップから三メートルが浸水する区域ということで、それをピックアップした結果、ハザードマップと重ね合わせた結果、白子の一部と林崎の一部の地域が対象となったものでございます。以上です。

○議長（小野 稔君） ほかに質疑はありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は二十六ページです。中学校費についてですけれども、国の補助制度の改正というか、そういうことで、LEDの照明改修工事費というのが認められたわけでありまして。私のお聞きしたいのは、工事請負費、藤崎中学校だとか常盤小学校はLED化されたと思うんですけれども、明德中学校についてはLED化の予算がないんですけれども、これは大規模改修のときにやるからここを除外したというような理解でよろしいんですか。その辺の財政上の位置づけ、取組についてお聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

今、議員おっしゃったとおり、明徳中学校は令和五年度に大規模改修というか、改造を予定してございますので、そのときにLEDの照明化をする予定でございます。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

同じところの二十六ページの教育費でありますけれども、その中で特に私が聞きたいのは、旧弘前実業校舎体育施設整備工事費七千五百万円ほど補正予算として計上されているわけであります。それで工事の内容について。つまり、サッカーや野球やそういうものも冬場でやれるようにしようと、人工芝を張ってということですがけれども、いわゆる野球だとか硬式野球だとか、そういうのも含めて認めるということであるならば、どういう工事施工して安全性なり、そういうのを高めていこうとしていらっしゃるのか。その整備工事費を計上しているんですけれども、そのネットの張り方といいますか、そういう内容についてどういう内容を検討しているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小野 稔君）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐々木泰人君）

お答えいたします。我々が今描いているのは、あくまでも小学校児童生徒の、例えばサッカーあるいはテニス、あと野球の練習、大人向けのグラウンドゴルフ、そういったものを想定しておりまして、高校野球のように硬式とか、そういう硬いボールについては想定しておりません。ネットの張り方につきましては、壁から一メートル程度離して、ネットを天井と横に全般的に張るというスタイルになってございまして、あくまでも安全性を考慮して、小さい球、大きい球が抜けられないような面積、サイズにしたいと思っていました。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は二十ページであります。その中で児童福祉総務費でございます。十八節のその中で保育士等処遇改善臨時特例事業補助金となっております。委員会でも説明受けたんですけれども、改めてお聞きしたいのは保育士等となっているんですけれども、対象者。対象が学童保育やそういうものも入るのかというようなことと、保育士等となっているんですけども、保育士だけが対象なのかということとあります。この点については、どうでしょうか。あわせて、この二百七十一万円、令和三年度分についてなんでしようけれども、これ何人分だと理解すればよろしいのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

住民課長。

○住民課長（森 篤君）

お答え申し上げます。この交付金につきましては、保育所の施設職員百三十四人、学童の支援員二十二人とということで、百五十六名の人員でございます。予算合わせて二百七十一万九千円ということでございます。二か月分ということで計上しておりまして、四月から九月分につきましては、およそこの三倍程度ということで、八百二十万円程度が必要となるということを考えております。以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）異議なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十号を採決します。議案第十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第十一号令和三年度藤崎町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十一号を採決します。議案第十一号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、議案第十二号令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十二号を採決します。議案第十二号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十六、議案第十三号令和三年度藤崎町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第四回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十三号を採決します。議案第十三号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第十四号令和三年度藤崎町水道事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。



これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十四号を採決します。議案第十四号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十四号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第十五号令和三年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第三回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第十五号を採決します。議案第十五号は原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第十五号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、予算特別委員会報告を議題とします。

お諮りします。本件は議員全員で構成する予算特別委員会の審議であり、委員長から報告書が提出され、お手元に配付しておるとおりであります。委員長報告は会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和四年各会計予算案の議案第十六号から議案第二十一号までは、議員全員による予算特別委員会で審議いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決します。

日程第二十、議案第十六号令和四年度藤崎町一般会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

藤崎町の令和四年度、二〇二二年度予算案について異議がありますので意見を述べたいと思います。一般会計予算案は、総額で七十四億八千万円余りの予算であり、厳しい財政事情の中でも子育て支援あるいは子ども医療費無料化あるいはまた移住者に対する支援制度の緩和など、厳しい財政事情の中で予算編成していることを評価しているところでもあります。また、新たな給食無料化にも踏み出していることなどを評価しているところでもあります。

しかしながら、以下の点で問題がありますので、賛成できません。反対であります。その理由の一つ目は、新型コロナ対応については、ワクチン接種とともに先手のいわば検査、二本足での対応が基本であります。PCR検査や、あるいはまた抗原検査の無料化、複数回実施などの予算が不十分なことによるのであります。二つ目の理由は、三年余りも続くコロナ禍の中で、加えて食料品やガソリン、灯油などの値上げが町民の暮らしを直撃している状況であります。消費税一〇%に対応した予算であり、消費税減税も含めて暮らし応援のために、景気回復のために考えるべきだという理由からであります。三つ目は、弘前実業高校藤崎校舎、本体の校舎の利活用実施設計料一千九百九万円、旧校舎でキノコ栽培することに私は賛成できません。フリースペースとして今後有効活用すること、あるいは町の文化遺産を幅広く展示すること。そして校舎の歴史的建築物としての尊厳を維持すると思っておりますので、私、この点について賛成できないということであ

ります。四つ目は、マイナポイントなどによるマイナンバーや個人番号制度の普及のやり方あるいはまた原子力立地対策助成金二千万円、二千百万円余りには地域ばらまきの要素が強く、電気料金の引下げやあるいは廃炉作業、自然エネルギーの開発にこそ振り向けるべきときになっておるといようなことから賛同できないので、本予算案に賛成できません。

- 議長（小野 稔君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。石澤議員。
- 一番（石澤貴幸君）

議案第十六号令和四年度藤崎町一般会計予算案に賛成するものであります。新型コロナウイルスのワクチン接種の予算を確保していることに加え、新年度に向けた行政課題に的確に対応した予算編成は評価できるものであります。一つ目として、要件緩和の要望等もあった若者移住すまいづくり補助金を刷新し、新たに藤崎移住すまいづくり支援金を設けるなど柔軟に対応していることや、学校給食費の一部無償化、明德中学校予防改修工事の設計業務、各種検診等の充実など子育て、教育環境に配慮されているという点であります。二つ目として、米価下落への対応やリンゴ産業の振興のための予算が確保されていること。また、施設の長寿命化を見据えたふれあいずーむ館改修工事や、旧弘前実業高校藤崎校舎改修実施設計業務委託、町史編さん事業など、未来に目を向けた予算となっていることから、本案に賛成するものであります。

- 議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十六号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第十六号は原案のとおり決することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者起立〕

- 議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、議案第十六号は原案のとおり可決され

ました。

日程第二十一、議案第十七号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第十八号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和四年度後期高齢者医療特別会計に、賛同、賛成できません。コロナ禍の中で現在、さらに灯油や食料品の値上げがめじろ押しであります。また、消費税一〇%増税による自己負担といたしますか、負担も増加しております。こんな中で、この十月から医療費窓口負担二割負担に制度改定されることに賛成できません。全国的には、後期高齢者の対象者の二割程度が二割負担になると言われております。藤崎町では一割程度が二割負担の対象だとされていますけれども、高齢者の安心をどう支えるか問われている現在、国庫負担金を抜本的に拡充し、県、国保会計よりの支援金も増やすということが必要だと思っておりますので、本特別会計に賛成できません。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

議案第十八号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計予算案に賛成するものであります。後期高齢者医療制度は、将来にわたり国民皆保険制度を守り、高齢者の方が安心して医療を受けられる仕組みとして、平成二十年四月にスタートした制度であり、既に国民に定着した制度であります。高齢化が進み、被保険者や医療費が増加する中、保険料の軽減措置の継続や、外来診療費の限度額の配慮措置を行うなど、被保険者の負担が過重にならないよう配慮しているものとなっております。今後におきましても、県や広域連合との連携を図りながら、被保険者の生活実態の把握に努め、高齢者が安心して医療を受けられるよう、利用制度の充実と事業の円滑な業務の遂行を図り、持続可能な安心できる医療制度の構築に一層推進していただくことを期待し、賛成討論といたします。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第十八号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第十八号は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって議案第十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第十九号令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第二十号令和四年度藤崎町水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議案第二十一号令和四年度藤崎町下水道事業会計予算案を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十六、議案第二十二号藤崎町消防団条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第二十二号を採決します。議案第二十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第二十二号は原案のとおり可決されました。

日程第二十七、陳情第一号米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しについての陳情を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案は質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。まず、委員長報告に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

本陳情は、米軍基地負担の軽減と日米地位協定の見直しについての陳情であります。その中で特に、陳情者は弘前市平和委員会、代表平山忠衛さんでありますけれども、その中で、特に日米地位協定の見直しについては、昨年十一月に起きた飛行中の燃料タンクの投棄事故は、深浦町民だけでなく津軽全域、そして訓練空域下に暮らす県民への大きな不安をもたらしました。領域主権の視点からも、米軍機の深夜、未明の飛行、飛行高度などを規定している日米地位協定の見直しは、緊急の課題となっております。全国知事会は、米軍基地負担に関する提言で、航空機の安全航行を目的とする航空法をはじめ、日本の国内法を米軍に原則適用すること。あるいは、事件、事故時の自治体職員の迅速、円滑な立入りの保障などを明記するように求めておりますので、少なくとも日米地位協定の見直しを知事会とともに陳情を採択して訴えるべきであるということから、採択してしかるべきであるので、委員会報告に賛同できません。

○議長（小野 稔君）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。奈良議員。

○五番（奈良完治君）

陳情第一号の趣旨には理解を示すところではありますが、全国知事会は、平成三十年に米軍基地負担に関する提言を決議し、国に対して要請を行いました。それに伴い、地域協定における運用面での一部改善が行われました。そのため、全国知事会は再度、令和二年十二月二十四日にさらなる改善を目的とした要請を国に行っています。基地問題に対し、大きな権限を持つ知事会が再度提言をしたことで、私たちの町議会が権限を持っていない状況で陳情することは、知事会に対し失礼であり不自然であるとの理由で、不採択すべきと思います。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わ

ります。

これから陳情第一号を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第一号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数です。よって、陳情第一号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十八、陳情第三号沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないという求める意見書の議員提案の要請を議題とします。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は不採択です。本案は、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。まず、委員長報告に対する反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

本陳情は、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないように求める陳情であります。ご承知のように、沖縄戦では一般住民を含んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの貴い命が失われました。送付された資料によりますと、私も驚いておるのですけれども、北海道の人が沖縄戦で亡くなった人一万八百六人、一万人です。一万八百六名です。青森県出身の方、沖縄戦で亡くなった方五百六十五人、沖縄県人が亡くなった方十四万九千五百八十四名とされております。糸満市の摩文仁を中心として広がる南部地域、これは激戦地でありました。さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を基地の埋立てに使用するという事は、人道上も避けるべきではないかという陳情の趣旨であります。沖縄の人々の痛み、戦争の被害の甚大さというのを鑑みるに、土砂を埋立てに使用しないように求める陳情です。この沖縄の心に思いをいたして、陳情採択されてしかるべきではないかという



ことで、委員会報告には賛同できません。

○議長（小野 稔君）

次に、賛成者の発言を許します。奈良議員。

○五番（奈良完治君）

陳情第三号にも、心情的には理解を示すところですが、そもそも事の始まりは何だったのか。それは、大きな都市、普天間基地がある宜野湾市の十万人の市民の生命と財産を、米軍による事故、災害から守るために議論され、辺野古移転が決定されたものと思っています。いろいろな議論の中で一番被害に遭いにくい場所、そのほかいろんな理由の中で選定されたのではないのでしょうか。また、日増しに普天間基地付近は、今の国際情勢から見れば危険が増大しているように思われます。そのような観点からも、辺野古移転は急がれているはずですが。宜野湾市民十万人の命と財産を守るためならば、さきの大戦での英霊、そして被害に遭った沖縄の一般の方々も納得するのではないのでしょうか。基地の早期移転の観点からも、本陳情は不採択にすべきと思います。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、陳情第三号を採決します。この採決は起立によって行います。

陳情第三号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数です。よって、陳情第三号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

○議長（小野 稔君）

日程第二十九、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第三十、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第三十一、議会改革特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。議会改革特別委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第三十二、議会広報特別委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

お諮りします。議会広報特別委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおりの所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これによって本日の会議を閉じます。

よって、令和四年第一回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時六分

---

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 石 澤 貴 幸

署名議員 三 上 道 人

署名議員 阿 部 祐 己